【平成26年度】

加工原料乳生產者経営安定対策事業

1 事業の目的

加工原料乳の取引価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の拠出と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補塡し、加工原料乳生産者補給金制度と一体となって、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

2 事業の内容

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳)の取引価格が 各々の補塡基準価格(全国の直近3年間の平均取引価格)を下回った場合に、 生産者に補塡金(差額の8割)を交付する。

3 事業実施主体 指定生乳生産者団体

(参考)

具体的な仕組み

- ① 事業実施期間:平成25~27年度(3年間)
- ② 補塡基準価格:全国の直近3年間の平均取引価格
- ③ 補塡割合:補塡基準価格と当年度の全国平均取引価格との差額の8割

